

博士論文（要約）

論文題目 日本古代の大土地経営と社会

氏名 北村 安裕

b 長屋王家の所領

c 大和国額田寺の寺辺所領

(2) 慶雲三年詔にみえる大土地経営の特質

小括 37

二 大土地経営規制の形成過程 41

1 孝徳朝 | 規制の端緒 | 42

2 天智〜天武・持統朝 | 規制の創出 | 44

小括 47

結 48

第二章 大土地経営を支える論理 | 「林」の機能 | 59

はじめに 59

一 「百姓宅辺」 60

1 一般住宅・付属地と「林」 60

2 「宅」の語義と「林」 62

二 「氏々祖墓」 66

1 貴族・豪族層の墓地と「林」 66

2 庶民の葬送地と「林」 69

三 「林」と土地経営 71

1 経営体における「林」の機能 71

2 「林」の特質 75

結 78

第三章 天武・持統朝の山野支配 — 禁制地の実相 — 86

はじめに 86

一 「禁処」 — 令文における禁制地 — 87

二 天武朝の禁制 90

三 持統朝の禁制 94

1 禁制の対象地 95

2 禁制の方式 97

結 100

第二部 寺領にみる大土地経営の歴史的展開…………… 107

第一章 「寺田」の成立 — 大和国弘福寺を例として — 109

はじめに 109

一 弘福寺領と「寺田」 111

1 大和国広瀬郡・葛下郡 113

2 大和国宇智郡 117

3 讃岐国山田郡 117

4 山背国久世郡 124

5 八世紀初頭の寺領と「寺田」 126

二 弘福寺領の起源 128

1 畿内の寺領 128

(1) 大和国広瀬郡・葛下郡

(2) 大和国高市郡

(3) 大和国山辺郡

(4) 山背国久世郡

(5) 大和国宇智郡

(6) 河内国若江郡

2 畿外の寺領 132

(1) 美濃国安八郡

(2) 安八郡周辺の寺領

(3) 近江国愛智郡・讚岐国山田郡

3 弘福寺領の起源

三 「寺田」の成立 136

1 寺領把握の進展 136

2 「寺田」の確定とその限界 138

結 140

はじめに 153

一 杷伎野の施入 154

1 資財帳にみる施入 154

2 「墾田」施入の事実性 157

二 大宝年間の施入の特徴 163

1 〈園〉としての施入 163

2 来歴からみる位置づけ 166

三 杷伎野の変容 172

1 『続日本紀』神護景雲二年九月辛巳条にみえる杷伎野の状況 172

2 杷伎野の変容とその動因 178

結 寺領の歴史的展開 181

第三部 八タケ所有の特質と変化……………195

第一章 八タケにおける土地所有の階層性 ―「園地」規定の背景― 197

はじめに 197

一 田令の「園地」の性格 198

二 令規定と実態の関係 205

1 実態としての「園地」 206

(1) 京内の「園地」

(2) 園池司の「園地」

(3) 法隆寺の「園地」

(4) 観世音寺の「園地」

2 「園地」と「園」 212

3 農民のハタケと「園地」 214

三 「園地」関連規定立条の背景 216

1 賃租条・官人百姓条 217

2 園地条 219

結 222

第二章 「陸田」の特性とハタケ所有 230

はじめに 230

一 「陸田」の特性 230

二 八世紀前半におけるハタケ所有の変化 240

結 245

付論 王権による牧の支配 — 信濃国の御牧系牧を中心に — 251

はじめに 251

一 古代における地方の牧 252

1 奈良時代の牧 252

	(1)	令制牧	
	(2)	内廐寮牧	
	2	平安時代の牧	257
	(1)	官司の統廃合	
	(2)	諸国牧	
	(3)	御牧	
	二	御牧系牧の源流	262
	1	信濃国の御牧系牧の構成と来歴	262
	2	御牧系牧設置国と王権	267
	三	内廐寮牧の前身	272
	1	神護景雲二年格の再検討	272
	2	管理方式の類例	277
結			280

本文

本論文は株式会社同成社より出版予定であり、出版契約によりウェブ上での公開を行わない。

主要参考文献

- 石上英一 『律令国家と社会構造』 名著刊行会、一九九六年
- 石上英一 『古代荘園史料の基礎的研究』 上、塙書房、一九九七年
- 石母田正 『石母田正著作集三 日本古代国家』 岩波書店、一九八九年、初出一九七一年
- 彌永貞三 『日本古代社会経済史研究』 岩波書店、一九八〇年
- 狩野久 『日本古代の国家と都城』 東京大学出版会、一九九〇年
- 鎌田元一 『律令公民制の研究』 塙書房、二〇〇一年
- 亀田隆之 『日本古代制度史論』 吉川弘文館、一九八〇年
- 亀田隆之 『奈良時代の政治と制度』 吉川弘文館、二〇〇一年
- 岸俊男 『日本古代政治史研究』 塙書房、一九六六年
- 木村茂光 『日本古代・中世畠作史の研究』 校倉書房、一九九二年
- 金田章裕 『条里と村落の歴史地理学研究』 大明堂、一九八五年
- 金田章裕 『古代荘園図と景觀』 東京大学出版会、一九九八年
- 金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編 『日本古代荘園図』 東京大学出版会、一九九六年
- 小林昌二 『日本古代の村落と農民支配』 塙書房、二〇〇〇年
- 鷺森浩幸 『日本古代の王家・寺院と所領』 塙書房、二〇〇一年
- 戸田芳実 『日本領主制成立史の研究』 岩波書店、一九六七年
- 虎尾俊哉 『班田収授法の研究』 吉川弘文館、一九六一年
- 虎尾俊哉 『古代土地法史論』 吉川弘文館、一九八一年

- 西別府元日『律令国家の展開と地域支配』思文閣出版、二〇〇二年
- 仁藤敦史『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年
- 服部一隆『班田収授法の復原的研究』吉川弘文館、二〇一二年
- 堀敏一『均田制の研究』岩波書店、一九七五年
- 三谷芳幸『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三年
- 宮本敦『律令田制と班田図』吉川弘文館、一九八八年
- 村山光一『研究史 班田収授』吉川弘文館、一九七八年
- 森田喜久男『日本古代の王権と山野河海』吉川弘文館、二〇〇九年
- 森田悌『日本古代の耕地と農民』第一書房、一九八六年
- 吉村武彦『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年
- 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年

論文の内容の要旨

本研究では、主として七世紀後半から八世紀中葉における天皇（大王）・皇親（王族）・貴族・豪族・寺院などの大土地経営の特性や歴史的展開について、前後の時期との連続性にも着目しながら明らかにした。

「本研究の課題と構成」では、日本古代の大土地経営に関する研究史を整理し、本研究の目的と各章の組み立てを示した。一九七〇年代までの大土地経営に関する研究は、大化前代のミヤケ・タドコロと、八世紀中葉以降に展開した「初期荘園」を中心に進められ、七世紀後半～八世紀中葉における大土地経営は研究上注目されてこなかった。八〇年代になると大土地経営の連続性に注目する必要性が提起され、新出史料の発見や研究方法の深化などと相まって、古代の大土地経営の連続性や通時的な特徴が解明されていった。本研究ではこうした成果に立脚しつつ、国家的土地制度との相互関係の変遷に留意しながら、大土地経営の時期ごとの特徴と歴史的展開を明らかにして、古代社会の特質にせまることを最大の課題とした。

第一部「律令制下の大土地経営の特質」では、八世紀初頭における大土地経営をめぐる基本的な構造や、七世紀後半における国家的規制の創出とその周辺事情を扱った。

第一章「律令制下の大土地経営と国家的規制」では、八世紀初頭の大土地経営の概況と、経営に対する規制の枠組み、および規制の創出過程を明らかにした。八世紀初頭、大化前代に成立した大土地経営体は社会に広く残存しており、地目ごとに令制の構造に即した規制を受けていた。この構造が形成されたのは、七世後半である。孝徳朝に示された方針に沿って進められた諸政策によって耕地（特に水田）を中心とした土地管理体制が形成されていく一方、貴族や豪族層の大土地経営体

は実態としてほぼ温存されて大宝令制下に引き継がれていったのである。制度と実態のこの微妙な緊張関係が、八世紀の大土地経営をめぐる基本的なあり方だったといえる。

第二章「大土地経営を支える論理―「林」の機能―」では、山野の中で例外的に独占的な経営を認められた「林」について、存在形態や土地経営上の役割を考察することで、八世紀初頭の大土地経営を維持するために利用された論理の一端を明らかにした。八世紀初頭の史料にみえる「百姓宅辺」「氏々祖墓」という種の「林」は、貴族・豪族層によって所有され、経営拠点や墓地という具体的な物件に所有権を依存した地目であった。こうした「林」は、律令制国家の構成した土地制度とは異なる前代的な論理を内包しており、有力者の経営の排他性を補完する装置として機能していた。律令制下の大土地経営には国家との関係において意外な脆弱性があり、経営の維持のためには前代から続く様々な論理が用いられていたのである。

第三章「天武・持統朝の山野支配―禁制地の実相―」では、禁制地（公権力によって禁制を敷かれた山野）を素材として、七世紀後半における王権の山野支配の実相を明らかにした。天武・持統朝の禁制は、天武年間に山野の排他的支配が禁止されたこととの矛盾を回避するために、従来の在地や王権と山野の関わりを再確認するものだった。この時期には中国的な山野支配理念が本格的に導入されて、関連する法令も整備されたが、実態としての王権の山野支配自体は深まっていなかったといえる。

第二部「寺領にみる大土地経営の歴史的展開」では、寺院の所領を考察の対象として、律令制的土地制度の中核たる「田」の特徴と展開、そしてそれともなう大土地経営体の変容について考察した。

第一章は「「寺田」の成立―大和国弘福寺を例として―」と題し、八世紀初頭の「寺田」の特徴

や機能、寺領全体の中での位置づけなどについて具体的に検討した上で、その成立過程や八世紀前半に生じた問題などを明らかにした。八世紀初頭における大和国弘福寺の所領は、多様な地目で構成される複合的な経営体であり、その多くは大化前代に宮の付属地やミヤケなどとして開発された所領を引き継いでいた。「寺田」は、こうした経営体の一角に後次的に設定された空間であり、政府が寺領の把握と統制を行う足がかりとして機能していた。孝徳朝以来進められた寺領の把握の結果として、和銅年間に「寺田」の地積が確定された。一方で、ここで実態としての寺領と政府の把握する「寺田」は乖離は決定的となり、これ以降は両者の統合が課題とされていったのである。

第二章「寺領の歴史的展開―筑前国観世音寺領杷伎野を例として―」では、七世紀中葉から八世紀にかけての筑前国観世音寺領杷伎野の状況を復原することで、八世紀を通じた寺領と「寺田」の関係性の変化や、その動因などを明らかにした。大宝年間に国家的土地制度には完全に適合しない形で施入された杷伎野では、八世紀を通じて「墾田」の地積が拡大していった。この変化は、「寺田」を中心とする国家的把握と実際の寺領の広がりとの乖離状況を克服する動きとして把握できる。その動因となったのは、「墾田」という地目を利用して政府の圧迫や農民の侵入といった不安要素の解消をはかる寺家の主体性にあった。同様の事態は、他の寺領、さらには貴族などの有力者の経営体でも進行しており、公権力の保障の下での土地所有制を日本列島に定着させる結果をもたらした。

第三部「ハタケ所有の特質と変化」では、ハタケ所有の特徴と変化から八世紀における土地をめぐる環境の変化を見通した。

第一章「ハタケ所有の階層性―「園地」規定の背景―」では、令に規定された唯一のハタケ的地目である「園地」を素材として、八世紀初頭までのハタケ所有のあり方について検討した。田令に

規定される「園地」は、①公権の下での諸階層の公平な利用と、②「田」と比較して強い処分権という、二つの特徴を併せもつ地目として設計されている。このうち②は、有力者の大土地経営体である「園」の存在を背景とした規定として把握できる。一方の①には、共同所有の状態にあった農民のハタケを保護する意図が込められていたと想定できる。「園地」に関する規定は、 ∞ 世紀初頭に有力者の大規模なハタケ経営と農民による共同利用的なハタケ耕作の大きな隔たりを反映していたのである。

第二章「陸田」の特性とハタケ所有の変化」では、八世紀を通じたハタケ所有の状況の変化について考察した。八〜九世紀における「陸田」は、あらゆる階層に所有されるハタケであり、「田」の一類型として文書によって管理されていた。養老年間に既存のハタケを「陸田」に組み替える政策が出されたことにより、ハタケが「陸田」として管理される前提が成立し、階層ごとに所有状況が異なっていたハタケは均質の所有権が内在する地目へと転換していった。律令制的土地制度の進展によつて、有力者のハタケ経営は農民と共通の基盤の上でなされるようになったのである。

付論「王権による牧の支配―信濃国の御牧系牧を中心に―」では、平安期に重視された公的な牧である御牧が最も濃密に分布した信濃国を舞台として、大化前代より平安時代までの牧と王権の関わりを探った。信濃国の御牧に連なる牧は、古墳時代から王権と直接の関係を結んでいた。令制が成立した後も天皇家の私領的牧として存続し、その後は天皇との関係を維持しながら、内廩寮・左右馬寮といった官司の支配を受けていった。信濃国の牧は六世紀以前から平安時代まで一貫して王権と直接的な関係を持ち続けていたが、律令制国家の展開にもなつてその周辺環境は大きく変化していったのである。

終章「大土地経営の歴史的展開と社会」では、諸章で検討した八世紀中葉までの大土地経営の歴

史的展開について、土地をめぐる全般的な状況も視野に入れながら再構成した。七世紀前半までに設定された複合的な経営を特徴とする大土地経営体（ミヤケ・タドコロなど）は、農民層と隔絶した経営の規模と論理を有する一方、経営の正当性は所有者の実力に由来しており、呪的な部分も含む様々な論理によって経営が維持されていた。孝徳朝には経営体を構成する地目ごとに掌握と規制を行うという方針が示され、天智朝における土地把握の進展や天武朝での山野支配の否定を経て、耕地を中心とした規制体制が構築された。班田制の進展の中で、大土地経営体内の耕地の一部（水田など）は「田」として認定されて国家的土地支配体制に包摂されたが、開墾地・開墾予定地・山野などの多くはその埒外に置かれることになった。一方で、大土地経営体の形態そのものは大化以前から殆ど変化しなかったために、実際の経営体の広がりや国家的な把握の間に深刻な乖離が生じてしまった。政府はその是正を試みるが奏功せず、課題として残されることになる。一方、この状況は大土地経営体の所有主体にとっても経営の不安定性を惹起する要因の一つとなっており、その克服が望まれた。八世紀中葉までに墾田法が整備されていくと、大土地経営体の内部には「墾田」が増加していく。これは有力者たちが経営の安定性を高めようとして、国家的土地制度に積極的に参与した結果である。こうして大化以前に成立した大土地経営体は八世紀中葉によく国家的土地制度に位置づけを得て、その安定的な経営が可能となったのである。

本研究で得られた結論をより抽象化すると、八世紀中葉までに公権の保障に支えられた土地所有が確立したということになる。ここで成立した「土地所有」は、九〇一〇世紀における土地税制を準備し、中世以降の社会の基盤となっていた。本研究の対象となった時期は、この意味で列島の歴史の大きな転換点だったといえる。